第　３０　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　７　年　１１　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　役　所　２　０　３　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	９　時　４０　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出　席　欠 ○ 席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出席 欠○席	⑪	中村彰男	出席 欠○席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮	江川直一	出○席 欠席
	⑥			⑯		
	⑦			⑰		
	⑧	新藤雄作	出○席 欠席	⑱		
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫達也	出○席 欠席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	小林 誠
					主査	赤城太郎
					主事	髙澤茉鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、関口委員、伊東委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、６件となっております。 進行番号１番及び２番は、谷郷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する若小玉字鞘戸〇〇〇〇、地目：畑　、１，０９０㎡及び、若小玉字鞘戸〇〇〇〇、地目：畑　、６４７㎡、外３筆、計２，６４７㎡について新規就農のため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが、譲渡人は農業を行っておらず、譲渡人の兄である譲受人が申請地を引き受けることとなりました。譲受人もこれまで耕作経験がありませんが、近隣で耕作している知り合いの農家さんに指導を受けながら、今後耕作を行っていく予定です。 場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。西側の斜線部分が進行番号１、東側の斜線部分が進行番号２になります。どちらも子羊チャイルドセンターの北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。 進行番号３番、中里に在住する譲受人が、譲渡人が所有する中里字天神〇〇〇〇、地目：田、２，４０１㎡について経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。熊谷市境に接する中里地区広場の北側に位置する農振農用地でございます。 進行番号４番及び５番は、須加に在住する譲受人が、譲渡人が所有する須加字宿〇〇〇〇、地目：畑　、３１８㎡　及び、須加字舟川〇〇〇〇、地目：畑　、１３０㎡　について、進行番号４につきましては、新

		規就農のため、進行番号５につきましては、自家消費のため、どちらも贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 　譲受人は農業の経験もあり、すでに申請地を借り受けて作付けしていることから申請内容については問題ないと考えます。 　場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。行田須加郵便局の南西側に位置する集落内農地が進行番号４、須加公民館の南東に位置する集落内農地が進行番号５でございます。 　進行番号６番、白川戸に在住する譲受人が、譲渡人が所有する白川戸字文殊裏〇〇〇〇、地目：畑、１８５㎡について自家消費のため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 　場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。嶺雲寺の北西に位置する集落内農地でございます。 　以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 　何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 　よって議案第１号は承認することといたします。
「議案第２号」 　農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 　議案書の２ページをご覧ください。議案第２号は、７件となっております。

		進行番号１番、行田市南河原に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字天神〇〇〇〇、地目：田、３１０㎡、外２筆、合計４６５㎡について、売買により住宅、物置、カーポート合計３棟、建築面積１４７，９４㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は現在、市内の借家で暮らしていますが、独立した住居を構えたいと考えていたところ、両親が住む実家の近くで譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。 申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。稲荷山古墳の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、行田市藤原町に在住する譲受人が、譲渡人が所有する谷郷字新田〇〇〇〇、地目：畑、４６２㎡、外１筆、合計５１８㎡について、売買により住宅１棟、建築面積１０４．３４㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は現在、市内の借家で暮らしていますが、独立した住居を構えたいと考えていたところ、両親が住む実家の近くで譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。 場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。星河公民館の南に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号３番、行田市須加の譲受人が、譲渡人が所有する須加字宿〇〇〇〇、地目：畑、３９４㎡について、売買により駐車場にするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は、申請地近くのお寺として長年活動しておりますが、昨今の利根川の堤防拡張に協力する形で墓地や境内の移転を実施した結果、駐車場が不足するため、用地を探していたところ、申請地の地主に理解が得られたため、申請に至ったものでございます。 場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。須加公民館から北に位置する須加地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、東京都中央区にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する須加字砂原〇〇〇〇、地目：畑、５６１㎡、外１筆、合計１０９３．２３㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 譲受人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探し

		ていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１８０枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１１万０２２７kwh で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。諏訪神社から東に位置する須加地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号５番、こちらは今年８月の総会において審議されましたが、先月１０月に「土地利用計画を再検討したい」として取下げられた案件の再申請となります。 神奈川県横浜市にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する藤間字四ノ口〇〇〇〇、地目：田、４７９㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 譲受人は、神奈川県横浜市に本社をおき、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。見沼代用水にかかる藤間橋から南に位置する藤間地内の集落内農地でございます。 なお、位置図の白抜きの部分は原野であり、全体敷地面積が９４１㎡となっておりますことを申し添えます。 次に、進行番号６番、大阪府大阪市にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、１００４㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、大阪府大阪市に本社を置き、太陽光発電事業を全国に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６２枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．

		５kw、年間発電量が１０万２，２０９kwh で、設備の周囲を高さ１．３ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 申請地は集落内に介在する農地であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。埼玉地区片原会館の北に位置する県道騎西鴻巣線沿いの埼玉地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号７番、加須市で土木工事業等を営む譲受人が、譲渡人が所有する関根字野中〇〇〇〇、地目：田、２，５２７㎡、外２筆、合計３，８８８㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 申請地は、水はけが悪く、接続道路などから高低差があるため耕作機械の乗り入れが難しい田んぼでありましたが、農地改良の盛土を行い、畑として麦作に転換するため、申請に至ったものでございます。工事期間は４ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。 場所につきましては、位置図の１０ページをご覧ください。見沼代用水、落合橋の北に位置する関根地内の集落内農地でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る１１月２０日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。
	宮﨑委員	去る１１月２０日、私と髙澤委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び宮﨑委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）

	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。
『報告事項』		次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書４ページをご覧ください。 （１）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。 本件は、１３件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。
	主査	先月、１０月の総会において、条件付として埼玉県へ進達した斎条の案件につきましては、近隣の申し出者に対し、事業者が説明に伺った結果、事業への同意をいただけたと連絡がありましたことをご報告申し上げます。
	議長	以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。
		以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
６　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・農家マッチングについて ・女性登用促進研修会について ・水稲向け農家への研修会について

7　閉会		・遊休農地補助金について（農政課から説明） 以上をもちまして、第３０回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 （９：４０）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署 名 委 員

……

署 名 委 員

……